公募型樹木採取試行の採取希望者の応募

令和８年（２０２６年）２月３日
北海道空知総合振興局長

空知総合振興局では、河川内の樹木を資源として有効に利用する観点から、公募した箇所で採取した樹木をバイオマス燃料や製品の原料などとして活用していただける企業や住民を広く募集し、一定の条件を満たす方に採取を許可する「公募型樹木採取」を試行します。

本試行により採取した樹木については、自家消費などの制約はありません。採取者の判断で使用や加工あるいは販売などをすることができます。

この試行に参加を希望される方は、以下の【応募要領】を確認の上、「応募様式」に必要事項を記載の上、期日までに応募して下さい。

【応募要領】

１　応募方法

公募型樹木採取の試行に参加を希望される方は、別紙「応募様式」に必要事項を記載し、令和８年(2026年) 2月27日までに持参又は郵送により以下の宛先まで応募してください。

提出期間は、令和8年2月9日(月)から令和8年2月27日(金)まで

応募様式を持参される場合は、受付期間内の祝祭日を除く月曜日～金曜日の午前8時45分～午後5時までにお越し下さい。

応募先
持参・郵送
〒　064-0811　　札幌市中央区南11条西16丁目2番1号
空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室維持管理課

２　応募資格

企業・団体・組合・個人等で、次の掲げる要件に該当するもの。

(1) 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者については、その間河川管理に関し不正及び著しく不誠実な行為がない者。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第１項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(4) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(5) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア　道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ　本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ　消費税及び地方消費税

(7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

ア　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(8) その他、各総合振興局長又は留萌振興局長が必要と認めた要件

3　応募の条件

(1) 応募の採取希望箇所が採取箇所の一部であっても応募可能です。

(2) 採取希望箇所の樹木は、原則、全て伐採及び搬出願います。

(3) 樹木の採取に伴い発生する枝葉などの廃棄物については、採取者の負担により適正に処理願います。

(4) 採取予定者（応募者の中から一定の条件を満たす者として選定された者）は、選定結果の通知を受けた日から概ね30日以内に河川法第２５条の申請が必要となり、許可後に採取をすることができます。

(5) 日出前及び日没後又は河川の水位上昇により危険が見込まれる場合は、採取作業を禁止します。

(6) 現場に搬出路がなく採取作業に支障がある場合は、その対応について、河川管理者と協議願います。

(7) 本公募に係る行為に起因して、他に損害を与え、又は与える恐れがあるときは、採取者の責任において解決すること。

(8) その他必要と認める要件。

4　樹木採取の概要

(1)採 取 期 間 :令和8年3月上旬　～　令和8年11月下旬（予定）

(2)採取箇所:　計7箇所

（詳細は別紙「令和7年度　札幌建設管理部　公募型樹木採取伐採予定箇所一覧表」のとおり）

(3)採取面積:約 421,700㎡

（詳細は別紙「令和7年度　札幌建設管理部　公募型樹木採取伐採予定箇所一覧表」のとおり）

※概算数量

(4)主 な 樹 種 :ヤナギ類が主体

5　採取予定者の選定方法

応募の中から、応募資格と樹木等採取の方法（採取面積、採取量、作業実施期間など）などを選定基準として採取予定者を決定いたします。

なお、複数の応募があり、その内容に差異が認められない場合は、採取箇所の区画割り又はくじ引きにより選定します。

選定結果につきましては、申込みの提出期限の日から概ね30日以内にご連絡いたします。

6　その他

(1) 応募様式等への記載内容（応募資格や採取方法）などを確認するため、直接お電話等で聞き取りをさせていただく場合があります。

(2) 本公募に係る行為に関する一切の費用、労働等は、全て採取者の負担となります。

(3) 樹木伐採の方法は除根を基本としますが、河川施設等がある箇所については、別途協議をお願いします。

(4) 本試行は出水などやむを得ない事情により、河川管理者の判断で中止する場合があります。また、堤防等の河川管理施設を破損した場合などは現状に復旧していただく場合があります。

(5) やむを得ない事由が発生した場合は、採取許可申請の取下げの申出が可能です。

(6) 採取者に河川管理上好ましくない行為があった場合等には、作業中であっても採取の許可を取り消す場合があります。

(7) 期間内に河川法第25条の申請が無い場合や採取予定者を選定出来なかった場合、当該採取予定者を除いた上で、再度採取予定者を選定します。

(8) 採取した樹木に使途の制限はありません。

(9) 本公募型樹木採取試行に係る樹木の採取料は、免除となります。

6　問合せ先

問合せ先
空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室維持管理課
電話での問合せ　011-561-0413
書面での問合せ　〒064－0811
空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室維持管理課
電子メールでの問合せ　satsudoboku.kannri1@pref.hokkaido.lg.jp